



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

- 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件 (国家公安委一六)
- 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件 (外務一三二)

告

示

○国家公安委員会告示第十六号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年四月九日 国家公安委員会委員長 小此木八郎

1 名簿記載者公告番号Q1-112 (アブ・バカル・バシール (ABU BAKAR BASYIR))

(1) 変更前

住所 インドネシア (刑務所内)

名簿に記載された年月日 2006年4月21日 (2015年10月14日に改訂)

その他参考となるべき事項 2008年にジュネー・アンショール・タウヒード (JAT) (QE-57) を結成。2010年にインドネシア・アチエ州の訓練キャンプにおけるテロの扇動及び資金調達の罪で逮捕され、2011年に懲役15年の判決を受けた。安全保障理事会決議1822 (2008年) に基づく見直しは2010年6月8日に終了した。同入に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices-View-UNNotices-Individuals>

(2) 変更後

住所 インドネシア

名簿に記載された年月日 2006年4月21日 (2015年10月14日、2020年11月24日及び2021年4月6日に改訂)

その他参考となるべき事項 2008年にジュネー・アンショール・タウヒード (JAT) (QE-57) を結成。2010年にインドネシア・アチエ州の訓練キャンプにおけるテロの扇動及び資金調達の罪で逮捕され、2011年に懲役15年の判決を受けた。インドネシア国内法令に准い服役した後、2021年1月8日、刑務所を出所した。国連安全保障理事会決議第2368号 (2017年) に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同入に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices-View-UNNotices-Individuals>